4　法第五条第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する法人は、許可を受けようとする者の意思決定に関与し、又は許可を受けようとする者若しくは許可を受けようとする者の親会社等が意思決定に関与している法人とする。

（聴聞決定予定日の通知）

第三条の三　法第五条第五号の規定による通知をするときは、法第六十条第四項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。　（新設）

（輸送の安全の審査）

第三条の四　国土交通大臣は、法第三条の規定による許可の申請が法第六条第一号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる事項に関して審査するものとする。　（新設）

一　事業用自動車の運行管理の体制

二　乗務員の休憩又は睡眠のための施設

三　事業用自動車の点検及び整備の体制

四　前各号に掲げるもののほか、輸送の安全を確保するために必要な事項

（法第六条第二号の国土交通省令で定める事項）

第三条の五　法第六条第二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。　（新設）

一　事業用自動車の種別ごとの数

二　自動車車庫の規模

三　営業所の規模

四　前各号に掲げるもののほか、事業を継続して遂行するために必要な事項

（事業の遂行能力の審査）

第三条の六　国土交通大臣は、法第三条の規定による許可の申請が法第六条第三号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、次に掲げる事項に関して審査するものとする。　（新設）

一　一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な資金に関する計画

二　健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の支払能力

三　貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払能力

四　一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な法令に関する知識

五　前各号に掲げるもののほか、事業を適確に、かつ、継続して遂行するために必要な能力に関する事項

（事業計画の変更の届出）

第六条　法第九条第三項の事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。

一　各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更（当該変更後の事業計画が法第九条第二項において準用する法第六条各号に掲げる基準に適合しないおそれがある場合を除く。）

二　（略）

2・3　（略）

（事業計画の変更の届出）

第六条　法第九条第三項の事業用自動車に関する国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。

一　各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更

二　（略）

2・3　（略）